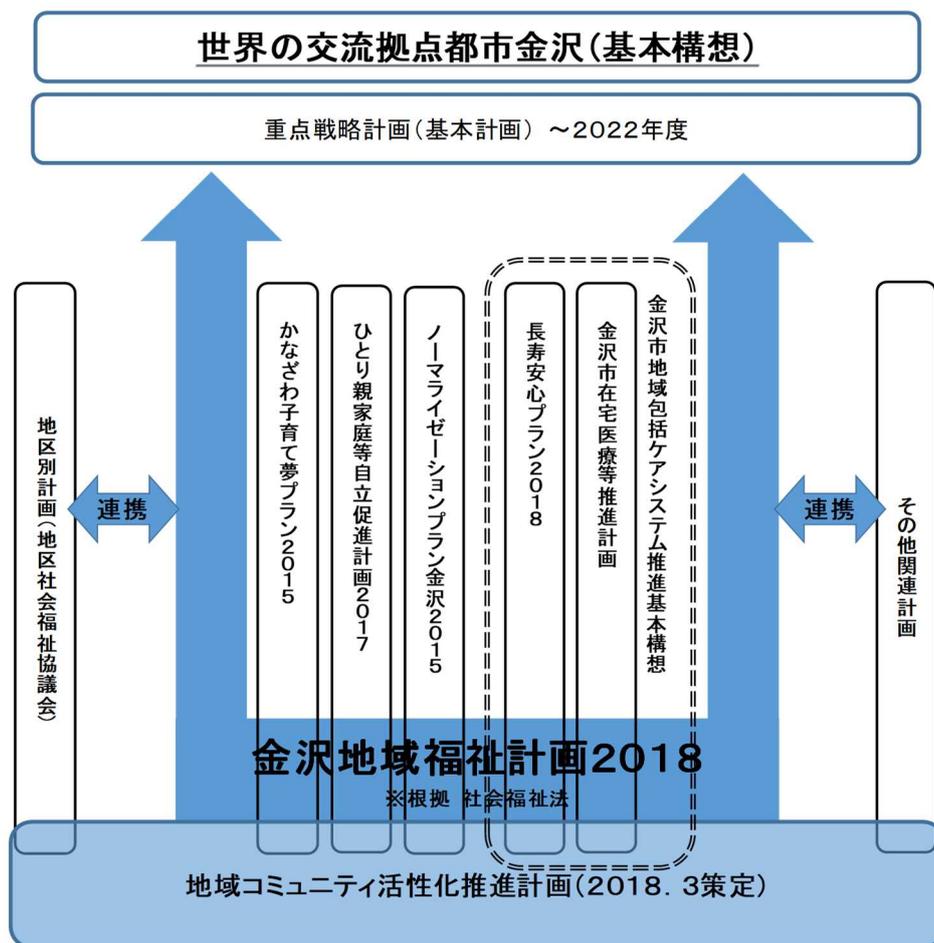


金沢市地域福祉計画 2018 成年後見制度利用促進編（仮称）

骨子案

1 計画策定の背景

成年後見制度については、「金沢市地域福祉計画 2018」、「長寿安心プラン 2018」及び「ノーマライゼーションプラン金沢 2015」において、その利用を促進することと定めており、今年度、長寿安心プランとノーマライゼーションプランの改定に併せて、成年後見制度がより使いやすくなるような具体的取組や利用促進に関する支援体制の構築について検討し、地域福祉計画の別編として策定することとした。



2 計画の位置づけ

「成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条」に規定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」に位置づける。

3 計画の期間

「金沢市地域福祉計画2018」の対象期間である令和4年度（2022年度）までの2年間の計画として策定する。

4 金沢市における現行の取組み

① 市長申立て

成年後見制度を利用するには、本人や親族等による家庭裁判所への手続き（申立て）が必要となるが、親族等による支援が受けられない場合に、関係者からの依頼により市長申立てを実施

② 成年後見人等への報酬助成

市長申立ての場合に限り、低所得者（の成年後見人等）への報酬を助成

③ 金沢権利擁護センターの設置

認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるための各種相談支援や権利擁護に関する周知・啓発などを行う機関として、平成19年4月に設置（金沢市社会福祉協議会に委託）

<主な取組み>

- ・ 成年後見制度に関する相談・支援
- ・ 権利擁護に関する人材育成
- ・ 法人後見の受任
- ・ パンフレット作成
- ・ 石川県社会福祉協議会から日常生活自立支援事業の実施を受託

④ その他

金沢市地域包括支援センターや金沢市障害者基幹相談支援センターにおいて、関係機関や本人・親族からの相談対応を実施

5 制度の利用促進に向け取り組むべき課題

① 周知・理解の促進

全国的にみても、制度が必要と思われる人の数（認知症高齢者数や知的・精神障害者数）に対して利用している人の数が少ないことから、制度の周知や理解が不十分であると考えられる。

② 相談・支援体制の充実

本人・親族が自ら手続き（申立て）を行うには、制度が複雑であることや手間がかかることも、制度の利用促進を阻害する一因であると考えられる。

③ 連携体制（地域連携ネットワーク）の整備

制度の利用については、各機関において個別の相談対応等を実施しているが、利用促進に向けた取組みや関係機関同士の総合調整を行う機関がない。

④ 適切な後見人等の選任

後見人等の選任は家庭裁判所の権限であるが、利用者のニーズや生活状況等に合った選任を行うための判断材料が少ない。

⑤ 後見人等への支援体制の整備

後見人等からの相談等に関しては、これを監督する家庭裁判所が対応しているが、福祉的観点から利用者の最善の利益を図るための助言等が困難である。

⑥ 早期からの利用促進

後見・保佐・補助の3種類のうち、後見類型の利用者が全体の80%を超えており、制度の利用が望ましい場合であっても社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度利用につながりにくい状況にある。

⑦ 担い手の確保

今後制度の周知・理解が促進され利用者が増えていった場合に、制度の担い手となる成年後見人等のなり手不足が懸念される。

⑧ 利用者が安心できる制度の運用

後見人等による不正への懸念や後見人等への報酬が発生した場合の経済的負担など、制度のデメリットへの抵抗感が存在する。

6 計画の方向性

「金沢市地域福祉計画 2018」において、「人権の尊重と権利擁護の推進」の重点取組事項として、成年後見制度を利用しやすい環境の整備を掲げており、この内容を踏まえて「(3)権利擁護関係機関による地域連携ネットワークの構築」と「(4)中核機関の設置・運営」の具現化を中心に計画を策定する。

<計画期間の重点取組事項>

○成年後見制度を利用しやすい環境の整備

2016年（平成28年）「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。市町村においても成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされており、本市においてはその趣旨を踏まえ、次の取組を進めます。

（取組の内容は **基本的方向②-Ⅲ きれめのない相談支援体制の充実** 及び **基本的方向③-Ⅳ 人権の尊重と権利擁護の推進** を含むものとしています。）

- (1) 金沢権利擁護センターの機能強化
- (2) 成年後見制度を利用する人がメリットを実感できる制度の運用
- (3) 権利擁護関係機関（行政、家庭裁判所、地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）による地域連携ネットワークの構築

<具体的な機能>

- ・ 権利擁護支援が必要な人の発見支援及び相談支援体制の整備
 - ・ 広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を段階的に整備
- (4) 中核機関の設置・運営
 - (5) 安心して成年後見制度を利用できる環境を整備することで、不正防止を徹底するとともに、制度利用のしやすさとの調和を図ります。

金沢市地域福祉計画2018

市民みんなが
地域・暮らし・生きがいを
ともに創り高める共生社会

基本目標

- ①福祉意識の醸成と地域活動の促進
- ②地域支え合いネットワークづくりの推進
- ③福祉サービス基盤の強化

基本的方向

- I. 福祉サービスの充実
- II. 共生型の福祉サービスの展開
- III. 生活困窮者等の自立支援の推進
- IV. 人権の尊重と権利擁護の推進

重点取組

成年後見制度を利用しやすい環境の整備

取組事項	取組内容	取り組むべき課題（P3）との関連
(1) 金沢権利擁護センターの機能強化	地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置に向けた取組を進める上で、金沢権利擁護センターの既存機能の強化や新たな機能の付与等について検討し、機能強化を図ります。	①周知・理解の促進 ②相談・支援体制の充実 ③連携体制（地域連携ネットワーク）の整備
(2) 成年後見制度を利用する人がメリットを実感できる制度の運用	成年後見制度を利用する人がメリットを実感できるよう、下記の広報機能、相談機能の整備により、早期（任意後見や保佐・補助類型）からの利用促進を図るとともに、後見人等への報酬助成のあり方について検討します。	⑧利用者が安心できる制度の運用
(3) 権利擁護関係機関による地域連携ネットワークの構築	判断能力が十分でない高齢者や障害のある人等の権利擁護支援を図るため、権利擁護関係機関（行政、家庭裁判所、地域包括支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）の協働による地域連携ネットワークを構築します。 <チーム> 後見人等を含めた「チーム」による見守り体制を構築するため、既存の地域ケア個別会議等を活用するなど、柔軟な運用による見守りを実施します。 <協議会> 法律・福祉の専門職団体や相談支援機関等の関係機関で構成される「協議会」を組織し、「チーム」への支援方針や、地域連携ネットワーク構築に向けた連携強化策等について協議します。	③連携体制（地域連携ネットワーク）の整備 ⑤後見人等への支援体制の整備
	地域連携ネットワークの4つの機能について、段階的に整備していきます。 <広報機能> SNS等を活用した多様な情報発信や、市民・事業者向けの研修会の開催、複数の関係機関の連携による周知活動の実施など、周知方法の工夫により、広報機能を充実させます。 <相談機能> 制度を必要とする人の利用につながるよう、関係機関等からの相談に応じ、集約した情報や権利擁護支援のためのニーズ精査の結果を踏まえ、必要な支援を行います。 <成年後見制度利用促進機能> 家庭裁判所による適切な後見人等の選任等の支援や市民後見人・法人後見の担い手の育成、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行について検討します。 <後見人支援機能> 親族後見人や市民後見人等へのバックアップ体制について検討します。	①周知・理解の促進 ②相談・支援体制の充実 ③連携体制（地域連携ネットワーク）の整備 ④適切な後見人等の選任 ⑤後見人等への支援体制の整備 ⑥早期からの利用促進 ⑦担い手の確保
(4) 中核機関の設置・運営	地域連携ネットワークの中核となる機関を設置し、上記の4つの機能の段階的整備に合わせた運営体制を確保します。 <中核機関> 地域連携ネットワークの中核的な機関として「チーム」への支援や「協議会」の運営について中心的役割を果たすことで、法律・福祉等の専門知識やノウハウを蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての機能を担います。	
(5) 不正防止の徹底と制度利用のしやすさとの調和	取組事項(1)～(4)の実施により、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備することで、不正防止を徹底するとともに、制度利用のしやすさとの調和を図ります。	⑧利用者が安心できる制度の運用

用語集

○地域連携ネットワーク

全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築するものとされ、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とする。

○チーム

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わって、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

○協議会

後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う。

○中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されている（市町村直営又は委託等）。

様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められている。